

金融審議会「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ」報告の概要（2019年12月20日公表）

情報通信技術の発展を背景に、イノベーションの促進を通じ、利用者利便の向上と利用者保護のバランスに留意した制度を整備。

決済法制

キャッシュレス時代の利用者ニーズに応え、利便性が高く安心・安全な決済サービスを実現するため、柔軟かつ過不足のない規制を整備。

資金移動業

- ①「高額」（100万円超）送金を取り扱う事業者
 - ・ 新しい類型（認可制）を創設。
 - ・ 具体的な送金指図を伴わない資金の受入れを禁止。
- ②現行規制を前提に事業を行う事業者
 - ・ 利用者資金残高が送金上限額（100万円）を超える場合、事業者が送金との関連性を確認し、無関係な場合は払出し。
- ③「少額」（数万円程度）送金を取り扱う事業者
 - ・ 利用者資金について、供託等の現行の保全方法に代えて、自己の財産と分別した預金での管理を認める。
 - * このほか、供託、保全契約、信託契約の併用を認めるなど、利用者資金の保全方法を合理化。

前払式支払手段

- チャージ残高の譲渡が可能なものについて、不適切な取引を防止するために発行者に求められる対応を明確化。
 - * 利用者資金の保全額（半額）の引き上げについては、共通の認識が得られず（直ちに実施せず）。

無権限取引への対応

- 事業者の自主的な対応を促す観点から、利用者に対する情報提供事項に個社の対応方針を追加。

収納代行

- 割り勘アプリについて、資金移動業の規制対象であることを明確化。
 - * エスクローについては、共通の認識が得られず（直ちに制度整備せず）。

金融サービス仲介法制

多様な金融サービスの提供をワンストップで受けられる利便性の高い金融仲介サービスを実現する観点から、このようなサービスを提供しようとする仲介業者に適した業種を創設。

新たな仲介業の創設

- 業種毎の登録等を受けずとも、1つの登録で銀行・証券・保険全ての分野での仲介を可能に。
 - * 一定の要件を満たせば、電子決済等代行業の登録手続を省略可能。
- 特定の金融機関への所属を求めず、業務上のパートナーとして金融機関と連携・協働する関係に。
 - * これにより、金融機関は、①仲介業者に指導等を行う義務や、②仲介業者が顧客に加えた損害を原則として賠償する責任、を負わない。

業務範囲

- 銀行・証券・保険分野の金融サービスのうち、仲介にあたって高度な説明を要しないと考えられるものの媒介。

参入規制

- 賠償資力の確保に資するよう、事業規模に応じた額の保証金の供託等の義務付け。

行為規制

- 仲介する金融サービスの特性に応じて必要な規制を過不足なく適用するアクティビティ・ベースの規制体系を志向。
 - ・ 顧客資産の受入れの禁止
 - ・ 顧客情報の適正な取扱いの確保
 - ・ 仲介業者の中立性の確保（手数料の開示等）
 - ・ 顧客に対する説明義務

等

その他

- 新たな仲介業者に係る協会や紛争解決手続の規定の整備。